

議案第26号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、静岡市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることについて、市長と協議書を取り交わしたい。

令和4年2月18日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀 文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和3年12月27日に静岡市文化財資料館が閉館したことに伴い、所要の改正を行うものである。

別紙

協議書(案)

静岡市教育委員会（以下「甲」という。）と静岡市長（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく協議により、次のとおり、甲がその権限に属する事務の一部を、乙の補助機関たる職員をして補助執行させることについて合意した。

1 補助執行させる事務の名称及び乙の職員

次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、市民局、観光交流文化局、子ども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 文化財に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化財課の職員
3 文化財保護審議会に関する事。	
4 登呂博物館に関する事。	
5 登呂博物館協議会に関する事。	
6 史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に関する事。	
7 芹沢銈介美術館に関する事。	
8 芹沢銈介美術館協議会に関する事。	
9 スポーツ及びレクリエーションに関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
10 スポーツ施設の管理（19に掲げるものを除く。）に関する事。	
11 学校体育施設等の利用に関する事。	
12 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。	
13 スポーツ推進委員に関する事。	
14 スポーツ推進審議会に関する事。	
15 浜石野外センターに関する事。	
16 青少年研修センターに関する事。	
17 児童・生徒の教育相談に関する事。	

18 適応指導教室の管理に関すること。	
19 スポーツ施設の利用許可に関すること。	区長、副区長及び地域総務課の職員
20 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
21 1 から20までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

2 事務の専決

事務の専決は、静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の規定を準用して処理するものとする。

3 施行日

令和4年4月1日

4 旧協議書の失効

この協議書の締結の日前に、甲・乙間において締結した地方自治法第180条の7の規定に基づく協議により締結した協議書は、この協議書の施行の日にその効力を失う。

5 定めのない事項等の処理

この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協議の合意を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

静岡市教育委員会

甲 教育長 赤堀文宣

乙 静岡市長 田辺信宏

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>【第1条】（略）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、市民局、観光交流文化局、子ども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長、政策官並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。</p> <p>【第3条】（略）</p>	<p>【第1条】（略）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、市民局、観光交流文化局、子ども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長_____並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる</p> <p>【第3条】（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

【別記1】

現行

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 文化財に関する事	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化財課の職員
3 文化財保護審議会に関する事	
4 <u>文化財資料館に関する事</u>	
5 <u>文化財資料館運営委員会に関する事</u>	
6 登呂博物館に関する事	
7 登呂博物館協議会に関する事	
8 史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に関する事	
9 芹沢銈介美術館に関する事	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化振興課の職員
10 芹沢銈介美術館協議会に関する事	
11 スポーツ及びレクリエーションに関する事	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
12 スポーツ施設の管理（21に掲げるものを除く。）に関する事	
13 学校体育施設等の利用に関する事	
14 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事	

<u>15</u> スポーツ推進委員に関すること。	
<u>16</u> スポーツ推進審議会に関すること。	
<u>17</u> 浜石野外センターに関すること。	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員
<u>18</u> 青少年研修センターに関すること。	
<u>19</u> 児童・生徒の教育相談に関すること。	
<u>20</u> 適応指導教室の管理に関すること。	
<u>21</u> スポーツ施設の利用許可に関すること。	区長、副区長及び地域総務課の職員
<u>22</u> 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
<u>23</u> 1から <u>22</u> までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

改正後（案）

事務の名称	補助執行職員
<u>1</u> 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関すること。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
<u>2</u> 文化財に関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化財課の職員
<u>3</u> 文化財保護審議会に関すること。	
<u>4</u> 登呂博物館に関すること。	
<u>5</u> 登呂博物館協議会に関すること。	
<u>6</u> 史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に関するこ	

と。	
<u>7</u> 芹沢銈介美術館に関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化振興課の職員
<u>8</u> 芹沢銈介美術館協議会に関すること。	
<u>9</u> スポーツ及びレクリエーションに関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
<u>10</u> スポーツ施設の管理（ <u>19</u> に掲げるものを除く。）に関すること。	
<u>11</u> 学校体育施設等の利用に関すること。	
<u>12</u> 特別支援教育センター体育施設の利用に関すること。	
<u>13</u> スポーツ推進委員に関すること。	
<u>14</u> スポーツ推進審議会に関すること。	
<u>15</u> 浜石野外センターに関すること。	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員
<u>16</u> 青少年研修センターに関すること。	
<u>17</u> 児童・生徒の教育相談に関すること。	
<u>18</u> 適応指導教室の管理に関すること。	
<u>19</u> スポーツ施設の利用許可に関すること。	区長、副区長及び地域総務課の職員
<u>20</u> 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
<u>21</u> 1から <u>20</u> までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員